

# ますな

## VOL.132

令和2年9月1日号

### 目次

- P2 ■災害ボランティア活動に参加される皆様へ  
・熊本県内設置状況  
・ボランティア活動保険について
- P3 ・ボランティア活動の注意事項
- P4 ・新型コロナ感染症対策 ・熱中症予防  
・高速道路無料措置について
- P5 ・災害義援金 ・サポート募金について
- P6 ■日本赤十字社会費実績報告  
■社会福祉協議会会費実績報告
- P7 ■令和2年7月豪雨による被災者の皆様へ
- P8 ■善意の寄附のご紹介  
■ボランティア団体活動紹介  
玉名市食生活改善推進員協議会天水校区

発行：社会福祉法人 玉名市社会福祉協議会  
玉名市岩崎88-4玉名市福祉センター内  
TEL：0968-71-0080 FAX：0968-71-0081  
E-mail shakyo074-soumu@lake.ocn.ne.jp  
URL <http://www.tamasha.jp>



この広報紙は、赤い羽根共同募金の  
配分金を財源に発行しています。



### 災害支援ボランティアバスの運行

令和2年7月豪雨により、熊本県内各地で甚大な被害が発生し、被災地への継続した支援が必要とされています。一日も早い復旧復興を応援するため、玉名市と共催し、災害支援ボランティアバスを運行して支援活動を実施しています。

〈行先〉人吉市

〈運行期間〉8月8日(土)から9月5日(土)までの毎週土曜日

# 災害ボランティア活動に参加される皆様へ

令和2年7月豪雨災害により、甚大な被害が発生しました。熊本県内においては多数の災害ボランティアセンターが設置され、災害ボランティアによる復興支援活動が行われています。また、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、災害ボランティア活動に参加される皆様には、十分な対策をとっていただきますようお願いいたします。

## 1 熊本県内災害ボランティアセンター設置状況 【熊本県内募集】

状況が変わる場合もありますので、ホームページ等でご確認ください。

- 八代市災害ボランティアセンター  
場所：八代市食肉センター跡地  
住所：八代市西宮町 1308

- 芦北・津奈木広域災害ボランティアセンター（事前登録）  
場所：芦北町役場田浦支所  
住所：芦北町大字田浦町 653  
※芦北町・津奈木町広域で設置

- 人吉市災害ボランティアセンター  
場所：東間コミュニティセンター  
住所：人吉市蟹作町 1531-1  
※球磨村災害ボランティアセンターと協働併設

- 相良村災害ボランティアセンター  
場所：相良村役場内ふれあいセンター  
住所：相良村深水 2500-1

### 主な活動内容

土砂の除去、住居内の片付け、家財の搬出・運搬 など



## 2 ボランティア活動保険に加入しましょう

災害ボランティア活動中は何が起こるか分かりません。いざという時のためにボランティア活動保険に加入しましょう。その際、地元で加入手続きを済ませ、被災地の負担にならないよう配慮しましょう。

### 保険料（一人当たり）

加入プラン	基本プラン	天災・地震補償プラン
保険料	350円	500円

※基本プランでは地震、噴火、津波が起因する死傷は保証されません。

※災害ボランティア活動の参加は、「天災・地震補償プラン」への加入をおすすめします。

### 補償期間

加入された日から令和3年3月31日まで

### 必要なもの

認印、グループで加入される場合は加入者名簿（氏名、年代の記載があるもの）

加入希望の方は、  
玉名市社会福祉協議会本所・各支所まで

災害時には特例でWEBによるボランティア活動保険の加入ができます。

休日等で地元の社会福祉協議会で加入できなかった方は、ネットからお申込みができますのでご利用ください。

ボランティア活動保険 web 加入  検索



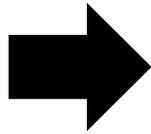
### 3 災害ボランティア活動の注意事項



- ①被災地の状況はそれぞれで違います。2次災害に巻き込まれないよう被災地の情報を集めて安全を確保しましょう。
- ②被災地への電話はできるだけ控えましょう。被災者からの電話の妨げになる場合があります。できるだけ、ホームページやフェイスブックなどの媒体からボランティア活動への参加方法や注意点について確認してください。
- ③被災地では、グループでの活動になります。単独行動はできるだけ避け、グループを離れる際は、リーダーに報告しましょう。
- ④被災した方々の気持ちやプライバシーに十分配慮し、マナーある行動をお願いします。
- ⑤ボランティアを語った泥棒など犯罪行為をする人たちがいます。被災者が疑心暗鬼にならないよう名札や目印をつけ、活動現場では身分証などを提示し自己紹介をしっかりとってください。
- ⑥ボランティアセンターに行っても仕事がないということがありますが、それは人手が足りているということで喜ばしいことでもあります。各災害ボランティアセンターでもボランティアニーズの掘り起こしなど尽力しているので、作業がないからといって憤慨しないでください。待つこともボランティアです。
- ⑦写真撮影については、仲間たちに報告するため、写真を撮ることもあるかと思います。しかしそこは被災者の空間になります。原則として被災者、倒壊した家、ボランティアの集合写真は極力控えてください。
- ⑧ボランティアで出来ないものははっきりと断りましょう。無償のボランティアでも「出来る」「やります」と言ったことには責任が発生します。わからないことがあれば災害ボランティアセンターに問い合わせてください。
- ⑨ゴミは必ず持ち帰るようにしてください。被災地は災害ゴミであふれかえっています。ゴミを持ち帰ることも大切なボランティアです。
- ⑩ボランティア活動は誰かに言われた活動ではありません。自発的に行う活動であるため、自己完結、自己責任が原則となります。食料や宿泊先、活動に必要な道具等については準備をお願いします。



準備する物は、災害の種類等でも違いがありますが右図のような格好で準備すれば完ぺきです。



非営利活動法人レスキューストックヤード「水害ボランティア作業マニュアル」抜粋

## 新型コロナウイルス感染症対策・熱中症予防

新型コロナウイルス感染症対策のため、被災地で作業されるボランティアの方々におかれては、次の点に御留意ください。

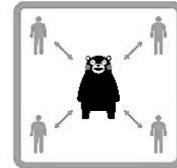
### ①熱中症対策のため、適宜マスクを外しましょう

熱中症対策のため、屋外などで周囲の人と十分な距離が取れ、マスクを外せる場合には、適宜マスクを外しましょう。ただし、大声を出す必要があるときにはマスクの着用が望ましいです。

また、のどが渇いていなくてもこまめに水分補給をするなど、熱中症には十分に気を付けましょう。

### ②人と人との距離をできるだけとりましょう

休憩時には他のボランティアの方々との距離を空けるなど、人と人との距離をできるだけとりましょう。



くっつかないモン  
#KeepDistance



手を洗うモン  
#WashHands

### ③こまめに手を洗いましょう

食事の前やトイレの後、作業後や屋内への出入の際など、こまめに手を洗いましょう。水が出ない場合はアルコール等で手を消毒しましょう。

## 接触確認アプリを活用してください。

厚生労働省 新型コロナウイルス接触確認アプリ（略称：COCOA）

接触確認アプリは、新型コロナウイルス感染症の感染者と接触した可能性について、通知を受け取ることができる、スマートフォンのアプリです。

## 4 災害ボランティア車両の高速道路の無料措置について

災害ボランティア車両の高速道路の無料措置を実施しています。

災害ボランティア車両の無料措置の適用を受けるためには、あらかじめ、ホームページ上から「ボランティア車両証明書」をダウンロードいただき、必要事項を記入のうえ、当該証明書を係員に提出いただく必要があります。（2019年7月より、手続きが簡素化されています。）



### 《利用方法》

- ①NEXCO 西日本ホームページより「ボランティア車両証明書」様式をダウンロード
- ②往路分、復路分の様式に、様式記載の注意事項に同意したうえで必要事項を記入
- ③往路の高速道路を利用し、被災地の指定 IC（出口料金所）にて顔写真付きの本人確認書類を提示のうえ、ボランティア車両証明書を係員へ提出（一般レーンをご利用下さい）
- ④ボランティア活動実施
- ⑤ボランティア活動終了時、災害ボランティアセンター等で証明書を「活動確認」の押印を受ける
- ⑥復路の高速道路を利用し、到着地の IC（出口料金所）にて顔写真付きの本人確認書類を提示のうえ、ボランティア車両証明書を係員へ提出  
※走行途中の本線料金所では、顔写真付きの本人確認書類を提示のうえ、ボランティア車両証明書の所定の欄に押印を受ける

## 5 現地に行くだけがボランティアではありません。

災害義援金やボランティア活動資金への募金を行うこともボランティアです。災害義援金及びボランティアサポート募金も募集されています。

救援物資は現地の復旧の妨げになる場合があるので、送らないようにしましょう。送る場合は、必ず事前に災害対策本部などに確認しましょう。



### 日本赤十字社災害義援金 令和2年7月豪雨災害義援金を募集します



令和2年7月3日からの大雨により、県内各地で甚大な被害が発生しました。日本赤十字社では、この災害で被災された方々の生活再建の一助とするため、義援金の受付を行います。

- 義援金名称 「令和2年7月豪雨災害義援金」
  - 受付期間 令和2年12月28日(月)まで
  - ゆうちょ銀行・郵便局
    - 座記号番号 00110-8-588189
    - 座加入者 「日赤令和2年7月豪雨災害義援金」
- ※受領証の発行に希望する場合は、通信欄に「受領証希望」と記載してください。  
※振込手数料は免除されます。

玉名市社会福祉協議会各支所でも受付ますので、ご協力いただける方はお越しくください。



### 令和2年7月3日からの大雨による災害に伴う 災害ボランティア・NPO活動サポート募金へのご寄付のお願い

被災県内の団体によって行われる被災者支援活動を応援するため、中央共同募金会では、「令和2年7月3日からの大雨による災害に伴う災害ボランティア・NPO活動サポート募金」の寄付受付を開始しました。

この募金では、支援を必要としている方を支える活動に助成を行うことを通じて、被災地を支援していきます。「支える人を支える」活動支援金にご協力いただきますようお願い申し上げます。

- 募集期間 令和2年12月31日(木)まで
- 支援金受入口座

金融機関名	支店名	口座番号	口座名義
三井住友銀行	東京公務部	(普)0162585	(福)中央共同募金会



- ※クレジットカードやコンビニでのご寄付も可能です(赤い羽根 災害で検索)
- ※三井住友銀行本支店間での送金手数料は、ATM・窓口ともに免除となります。
- ※領収書を必要とされる場合は、ホームページ上の「寄付申込書」様式に必要事項をご記入いただき担当までFAX、E-mailによりお送りください。

- お問合せ先 -  
 社会福祉法人中央共同募金会 基金事業部  
 TEL03-3581-3846 FAX03-3581-5755  
 E-mail receipt@c.akaihane.or.jp

活動資金の助成を受けたい方は、  
 ホームページ等で詳細をご確認下さい。  
 (1次募集終了)

# 令和2年度 日本赤十字社会費実績報告

## 日本赤十字社会員募集にご協力ありがとうございます。

今年度もたくさんの方々よりご協力いただき  
おり、玉名市では、**6,929,500円**  
の会費が集まっています。

◎現在も募集中ですのでご協力をお願いします。

このお金は熊本県支部へ送金後、日本赤十字社が行う国内外における自然災害救援活動、武力紛争による難民支援や復興支援、健康で安全な生活を過ごすための知識・技術の普及、ボランティア組織による赤十字奉仕団活動などの事業へ役立てられます。



### 令和2年度日赤会費実績状況

【7月31日現在】

一般会費	500円	13,527件	6,763,500円
	1,000円	1件	1,000円
	3,000円	2件	6,000円
	10,000円	1件	10,000円
法人会費		33件	149,000円
合計		13,564件	6,929,500円

### 法人会費協力法人一覧（敬称略・順不同）

小森田工業 / 玉名金属（株） / （株）玉名リサイクルプラザ / 津川クリーニング商会 / 千国フラワー / タツミ精工（株）熊本工場 / 大建コンクリート（株）玉名工場 / （株）三ツ川ブロック工業 / （株）甲斐田技研 / （有）本田産業 / 三池生コンクリート工業（株）三ツ川工場 / （株）玉名サンモード / 熊本中央信用金庫伊倉支店 / （有）規工川工業 / 城ヶ崎病院 / （有）水上住宅建設工業 / 水上整骨院 / グリーンテック（株）玉名営業所 / （有）南九州理研 / （株）トッパンパッケージプロダクツ玉名工場 / （株）トッパンエレクトロニクスプロダクツ熊本工場 / （有）前田設備工業 / お茶の田尻園 / （株）ダスキンサーヴ九州ダスキン玉名 / （有）城戸石油店 / （有）坂本石灰工業所 / （有）きんかい / （有）毛利薬品 / 鹿井内科 / （株）ゆめ花工房玉名支店 / 悠紀会病院 / 仲山ライスセンター / （株）ブリヂストン熊本工場

# 令和2年度 玉名市社会福祉協議会会費実績報告

社会福祉協議会会員募集にご協力ありがとうございます。

皆さまから **5,742,500円** の会費を頂いています。

◎現在も募集中ですので、ご協力をお願い致します。



### 令和2年度玉名市社協会費実績状況

【7月31日現在】

一般会費	11,425口	5,712,500円
賛助会費	10口	10,000円
特別会費	2口	20,000円
合計	11,437口	5,742,500円

## 令和2年7月豪雨による被災者の皆様へ

# 生活福祉資金(緊急小口資金)特例貸付のご案内 ～ 一時的な生活費をお貸しします ～

### 貸付内容

- 貸付対象 令和2年7月豪雨により被災された方で、次の市町村に住所を有し、当座の生活費を必要とする世帯。
  - ◆災害救助法が適用された市町村  
八代市、人吉市、荒尾市、水俣市、玉名市、天草市、山鹿市、菊池市、上天草市、玉東町、和水町、南関町、長洲町、南小国町、小国町、芦北町、津奈木町、錦町、あさぎり町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村
- 貸付限度額 一世帯につき一回限り。原則として10万円以内。ただし、以下の場合は、20万円以内。
  - ① 世帯員の中に被災による死亡者がいる場合
  - ② 世帯員に要介護者がいる場合
  - ③ 4人以上の世帯である場合
  - ④ 世帯員に被災による重傷者や妊産婦、小学校修了までの子どもがいる場合
- 据置期間 貸付けの日から1年以内
- 償還期限 据置期間終了後2年以内
- 貸付利子 無利子
- 保証人 不要

### 借入申込に必要なもの

- 被災したことがわかるもの(罹災証明書(又は罹災証明申請書の写し)、もしくは被災証明書)
- 住民票(同居している世帯全員分・続柄が記載されたもの(発行3か月以内))
- 身分を証明できるもの(運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード、在留カード(外国人)等)
- 印鑑(印鑑がない場合は受付時にお申し出ください)
- 申込者の預金通帳又はキャッシュカード等預金口座がわかるもの

**貸付金の交付方法** 借入申込者が指定する金融機関に送金します。

### 受付窓口

住所を有する市町村社会福祉協議会又は避難をしている避難所等が所在する市町村社会福祉協議会が受付窓口となります。

**相談・受付時間** 午前10時から午後4時まで(土曜、日曜、祝日を除く)

お問合せ先 ㊟865-0016 玉名市岩崎 88-4 玉名市福祉センター内  
お申込み先 社会福祉法人玉名市社会福祉協議会 地域福祉課まで  
TEL71-0080 / FAX72-0846

# 善意の寄附のご紹介

（令和2年7月1日～令和2年7月31日受付まで）  
 次の方々から社会福祉協議会にご寄附いただきました。  
 ご厚意に感謝いたしますとともに、玉名市の福祉の充実のために大切に使用させていただきます。  
 （敬称略・順不同）

## 【一般寄附】

●待鳥 啓四郎

………《香典返し》………

次の方々から社会福祉協議会に、香典返しにかえてご寄附いただきました。故人のご冥福をお祈りいたしますとともに、社会福祉の推進のためにより一層努力いたします。（敬称略・順不同）

### 〈玉名町地区〉

福田 淳（亡母 廣子）

酒井 厚子（亡夫 汎）

丸山 信代（亡母 森木シズ）

### 〈築山地区〉

築地 澄男（亡母 文子）

### 〈大浜地区〉

木下 良子（亡夫 利光）

### 〈伊倉地区〉

山内 惣市（亡妻 トメ子）

笠原 君子（亡夫 二男）

嶋田 欣一（亡妻 美智子）

西口 敏昭（亡父 敏之）

### 〈小田地区〉

古山 法之（亡妻 艶子）

### 〈玉名地区〉

馬場 道寿（亡母 ミドリ）

内田 竜治（亡妻 美智子）

野田ヒサ子（亡夫 正行）

### 〈石貫地区〉

佐藤 敏行（亡妻 つやこ）

### 〈大野地区〉

小山 香（亡妻 邦子）

木村 京子（亡夫 邦義）

### 〈高道地区〉

高野智恵子（亡夫 國光）

杉本千恵子（亡夫 大八）

宮本登美子（亡夫 繁信）

中田 文子（亡夫 吉郎）

### 〈横島地区〉

荒木 光記（亡父 重光）

黒田 義知（亡伯母 トヨ子）

北川ミキエ（亡夫 國幸）

### 〈玉水地区〉

尾池 朝夫（亡母 杉代）

平川 信義（亡妻 シゲノ）

徳永 京子（亡夫 進二）

### 〈小天地区〉

甲斐 光則（亡母 マリ子）

中本 勝（亡妻 節子）

小島トミエ（亡夫 英則）

《お詫びと訂正》  
 きずなVOI.131  
 に掲載しておりました香典返しにおいて誤りがございました。お詫びとともに訂正いたします。

### 〈高道地区〉

山田美也子（亡夫 尚輝）



## ボランティア団体活動紹介

# 玉名市食生活改善推進員協議会天水校区

玉名市食生活改善推進員協議会天水校区は、昭和61年4月1日に設立し、現在20名の会員で活動しております。私たちは「食」の大切さを地域の皆さんに広く呼びかけ、身近な家庭や地域から食習慣を見直し、改善していきながら、健康づくりを推進しています。



### 【主な活動】

- 子どもや高齢者への食育指導
- 手作りおやつの推進
- 福祉まつりや食育フェア、地域イベント等に参加
- 子どもデイサービス事業での昼食作り、おやつ作り指導
- 通学合宿での朝食作り、夕食作り協力

今後も「私たちの健康は私たちの手で」を合言葉に、子どもから高齢者を対象とした食育活動を展開し、健康づくりを応援していきます。

## 無料法律相談

日常生活における悩みの中で、法律的な知識を必要とする諸問題について弁護士がお受けし、参考意見の提供を行います。

- ◆相談日 毎月第3木曜日
- ◆相談時間 14:00～16:00（1件30分）
- ◆場所 玉名市福祉センター
- ◆申込み 事前予約制（相談日の前日正午まで）  
 玉名市社会福祉協議会 TEL71-0080  
 ※玉名市に居住する方が対象です。  
 ※相談回数は年度内1回のみです。